

川崎市議会

# 大都市における税財政制度の諸問題

佐藤主光(もとひろ)

一橋大学経済学研究科・IPP

社会科学高等研究院医療政策・経済研究センター

# 自己紹介

- 1969年秋田県秋田市生まれ
- 1992年一橋大学経済学部卒業
- 1998年クイーンズ大学(カナダ)博士号取得
- 1999年一橋大学専任講師⇒2009年から同大学教授

## □ 専門: 財政学・地方財政

- 学術研究の他、政府・自治体の仕事を歴任

## □ 政府税制調査会、財務省財政制度等審議会、内閣府規制改革推進会議、内閣官房行政改革本部行政事業レビュー評価員、東京都税制調査会など

- 日本経済学会石川賞(2019年)受賞

# ふるさと納税

## ふるさと納税訴訟、泉佐野市が逆転勝訴 最高裁判決

- ふるさと納税制度の対象自治体から除外したのは違法だとして、大阪府泉佐野市が除外決定の取り消しを求めた訴訟の上告審判決が30日、最高裁であった。第3小法廷(宮崎裕子裁判長)は国勝訴とした大阪高裁判決を破棄し、決定を取り消した。泉佐野市の逆転勝訴が確定した。地方分権で国が制度の具体的な運用を地方に委ねる場面が増える中、ルール設定のあり方が改めて問われる。

日本経済新聞2020/6/30

### 裁判官林景一の補足意見

私は、法廷意見に同調するものであるが、本件の経緯に鑑み、上告人の勝訴となる結論にいささか居心地の悪さを覚えたところがあり、その考え方を以下のとおり補足しておきたい。

居心地の悪さの原因は、泉佐野市が、殊更に返礼品を強調する態様の寄附金の募集を、総務大臣からの再三の技術的な助言に他の地方団体がおおむね従っている中で推し進めた結果、集中的に多額の寄附金を受領していたことにある。……、……



HELP  
泉佐野!

ふるさと納税から除外される地元事業者・雇用を守るために…

泉佐野史上、  
最大で最後の  
大きなキャンペーン!

5/31  
まで!

6月1日から始まるふるさと納税の  
新制度において、泉佐野市は除外

「地場産品問題」体感コース……………返礼品(返礼率30%) + Amazonギフト券30%

「経費50%問題」体感コース……………返礼品(返礼率20%) + Amazonギフト券40%

「ポータルサイト手数料問題」体感コース……………返礼品(返礼率50%) + Amazonギフト券20%

駆け込みでふるさと納税集め

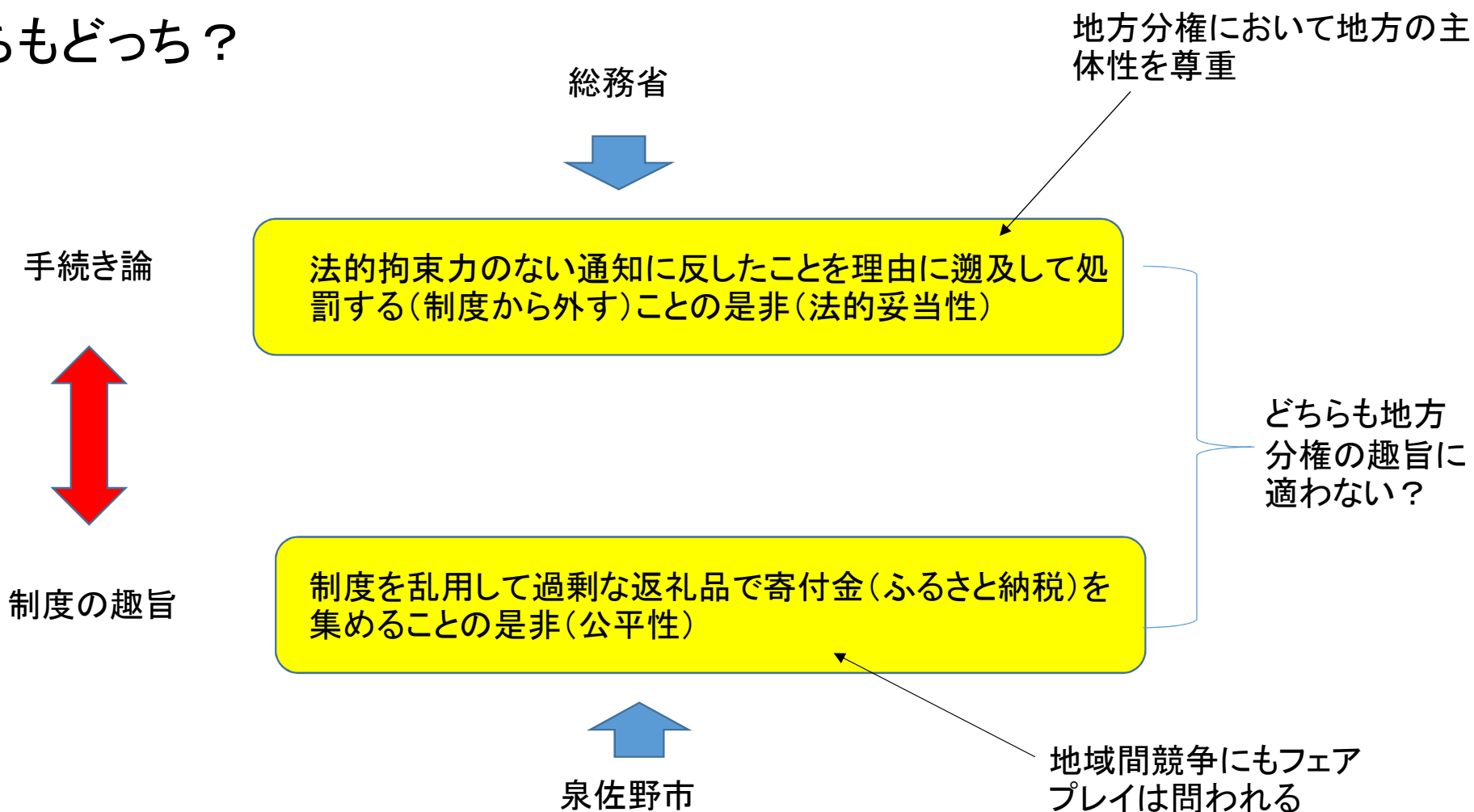
<HELP 泉佐野! >

泉佐野史上、最大で最後の大きな  
キャンペーン!

～ふるさと納税から除外される  
地元事業者・雇用を守るために  
…～

Amazonギフト券最大40%をプ  
レゼント!

# どっちもどっち？



## ふるさと納税制度について

### 制度の概要

- 都道府県・市区町村に対してふるさと納税(寄附)をすると、ふるさと納税(寄附)額のうち2,000円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。  
(例：年収700万円の給与所得者(夫婦子なし)が、30,000円のふるさと納税をすると、2,000円を除く28,000円が控除される。)



- 控除を受けるためには、ふるさと納税をした翌年に、確定申告を行うことが必要(原則)。確定申告が不要な給与所得者等について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告不要で控除を受けられる手続の特例(ふるさと納税ワンストップ特例制度)を創設。  
(平成27年4月1日以後に行われるふるさと納税について適用)

## ふるさと納税の受入額及び受入件数の推移(全国計)

- ふるさと納税の受入額及び受入件数(全国計)の推移は、下記のとおり。
- 令和元年度の実績は、約4,875億円(対前年度比:約0.95倍)、約2,334万件(同:約1.005倍)。  
※令和元年6月1日からふるさと納税に係る指定制度が施行





(参考) 令和2年度課税における市町村民税控除額の多い20団体

(単位:百万円、人)

団体名		市町村民税控除額	控除適用者数
神奈川県	横浜市	14,466	200,843
愛知県	名古屋市	8,592	110,916
大阪府	大阪市	7,146	113,402
神奈川県	川崎市	6,371	95,471
東京都	世田谷区	4,931	66,753
兵庫県	神戸市	4,326	66,295
埼玉県	さいたま市	4,110	60,719
京都府	京都市	4,051	59,581
福岡県	福岡市	4,009	59,716
北海道	札幌市	3,909	64,123
千葉県	千葉市	3,488	38,629
東京都	港区	3,324	28,447
東京都	渋谷区	2,653	23,875
東京都	江東区	2,575	43,523
東京都	大田区	2,572	46,513
東京都	杉並区	2,485	40,782
広島県	広島市	2,480	39,020
東京都	品川区	2,443	38,742
東京都	練馬区	2,296	43,356
東京都	目黒区	2,172	27,097

## 見えない受益と納税者の反乱

- ふるさと納税＝静かな納税者の反乱

⇒受益を感じない自治体の納税するより、返礼品目当てに寄附をした方がまし・・・

- ✓ 日本経済新聞(平成30年7月27日):「総務省は27日、ふるさと納税で控除される住民税が2018年度に全国で約2448億円になると発表した。前年度に比べて37%増えた。都道府県別では、東京都内の控除が約645億円で最も多い。その分だけ、都内の自治体の税収が他の道府県に流出していることになる。」

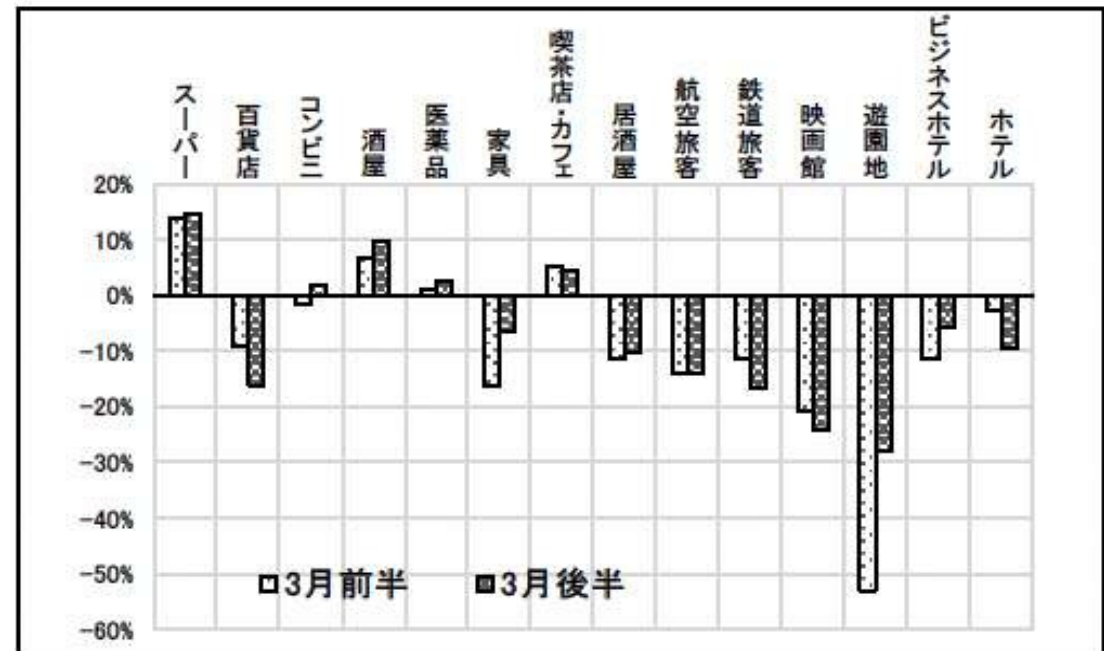
- 受益が見えないか、そもそも無いか、「何とかなる」と思っているか・・・
- 受益と負担(税)が連動しない現行の地方税の仕組み

消費稅減稅？

## 消費税減税？

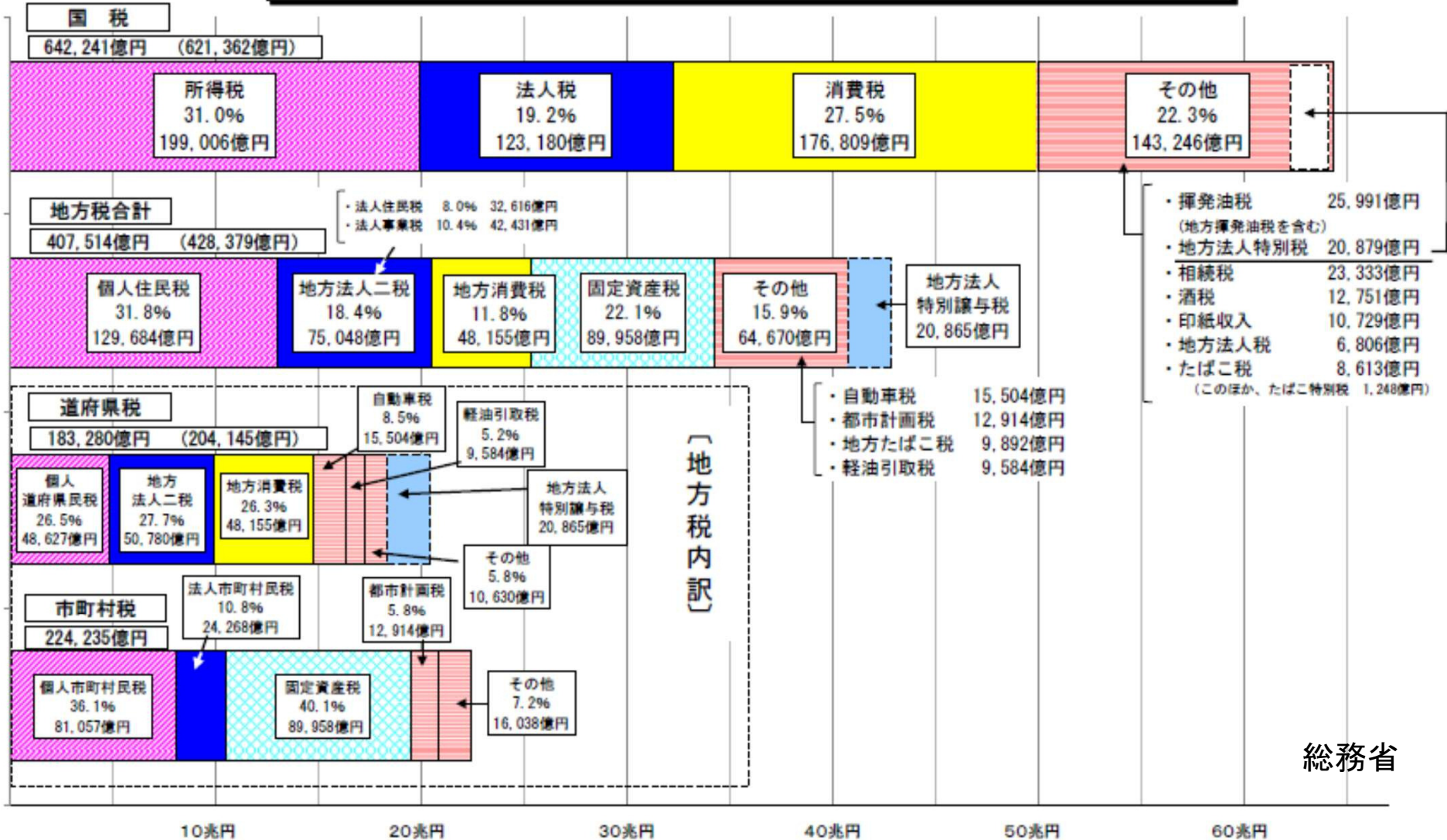
- 「国民一律10万円給付」の次は消費税減税？
  - ⇒一律の消費喚起は必要か？
  - コロナ禍の影響は業種によって異なる
  - 全ての家計が影響を被っているわけではない
- コロナ禍を「口実」にした消費税減税？
  - 消費税は平時の社会保障の財源
  - 一旦減税すると元に戻すことは困難
  - ⇒コロナ対策と消費税は切り離すべき...

3月下旬の国内業種別消費動向データ



出典：株式会社ナウキャスト

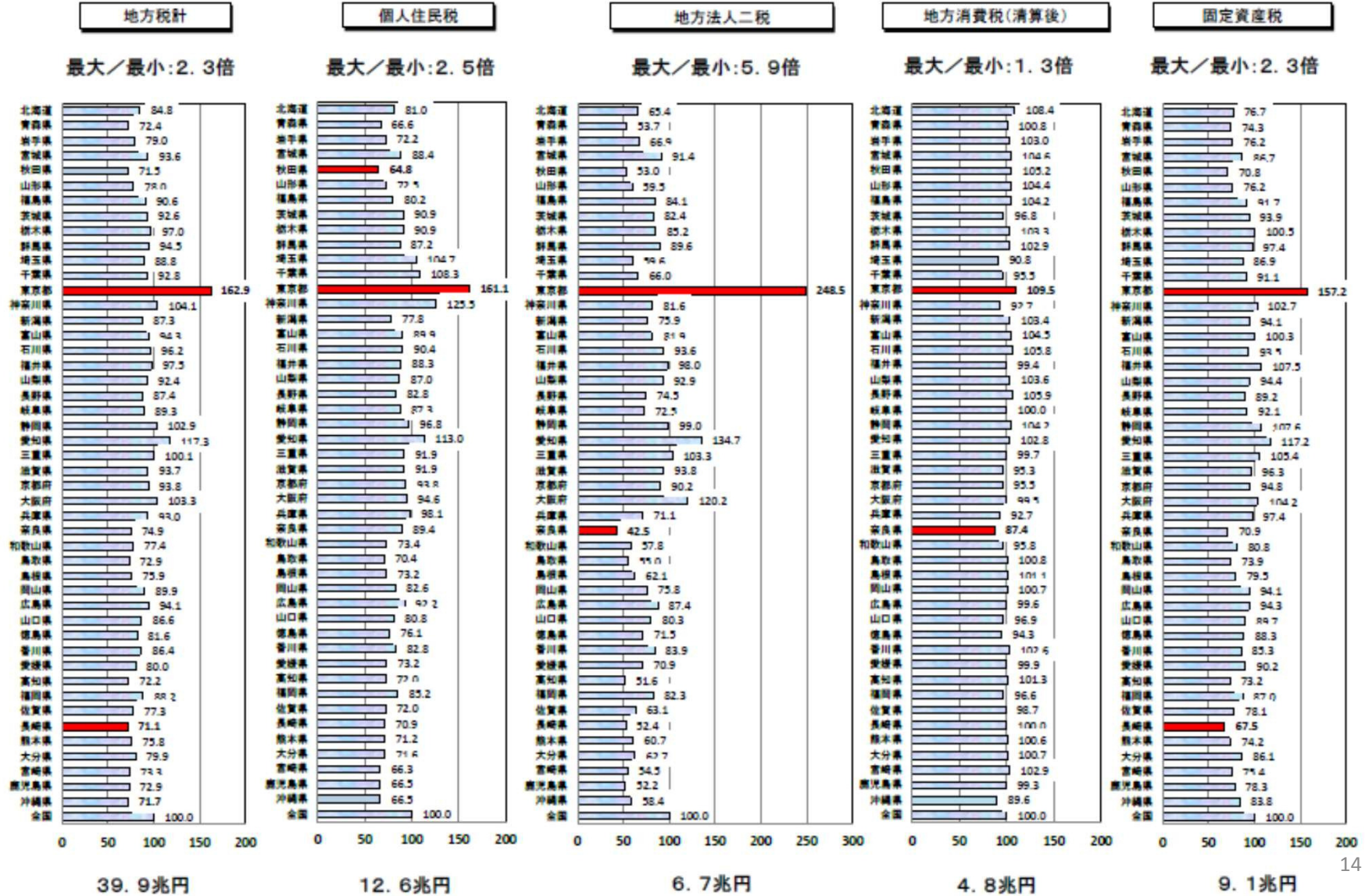
# 国税・地方税の税収内訳 (平成30年度決算額)



総務省

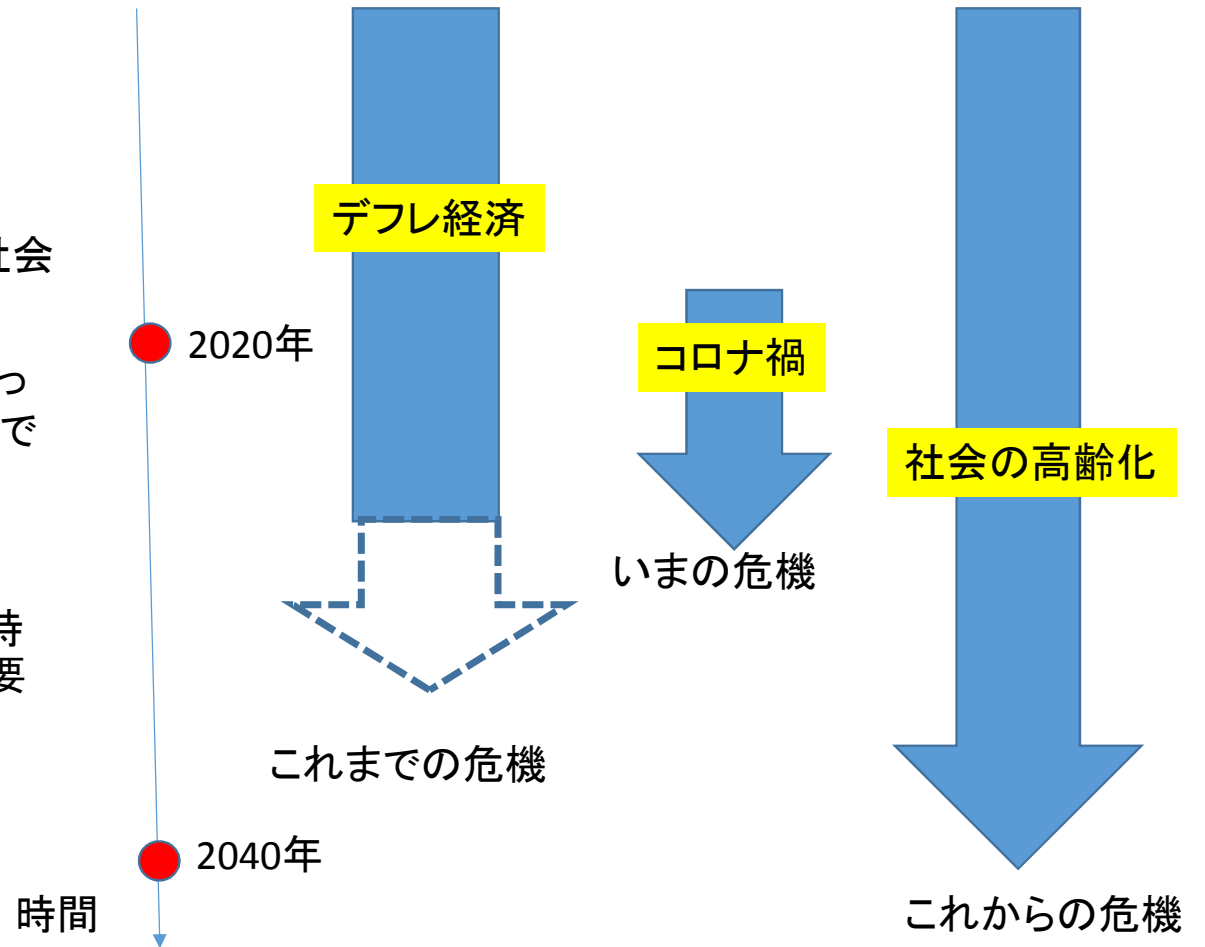


# 人口一人当たりの税収額の指数(平成30年度決算額)



# これからの危機

- コロナ禍だけが我が国の危機ではない
- これからの危機＝人口の高齢化による社会保障費の増加・労働力の低迷(低成長)
  - 我が国の今世紀前半の「構造問題」であって、脱デフレ・コロナ克服で解決するわけではない
- 財政が持続可能でなければ社会保障も持続しない……⇒平時の財政健全化が必要
- ✓ 例：社会保障と税の一体改革



## 同床異夢？

	非常時	平時
主流派	政策と低金利政策(金融緩和積極的な財政)で経済を底支え ✓ 低金利である限り、財政赤字は問題ではない…	「構造的」財政収支の均衡化
反緊縮派(MMTを含む)		政府は財政的に制約を受けない ✓ 機能的財政論



- 非常時における積極的財政政策はMMT等反緊縮路線が正しいことを立証しているわけではない
- ✓ 財政政策は「状態依存型」⇒平時に復帰できるか？



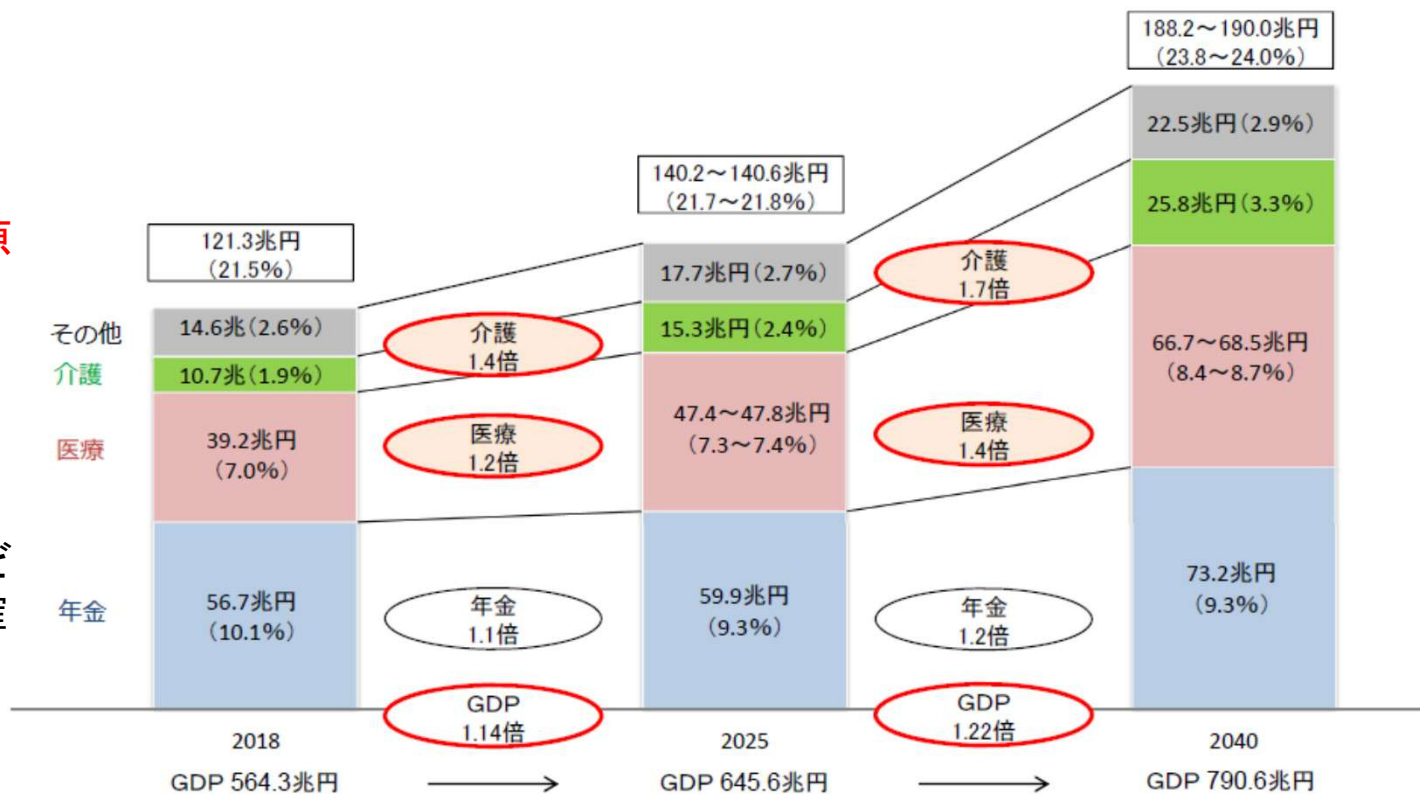
# 消費税を巡る誤解

- 「原因」と「結果」の混同

□ 誤解＝消費税増税は景気後退の「原因」・・・

□ 実際＝消費税増税は社会保障費の増加・財政悪化の「結果」

- 問われるのは高齢化社会においてどのように社会保障給付等の財源を確保する、給付等を抑えるか？



	原因	結果
通念	消費税増税	景気後退
実際	社会保障費増・財政悪化	消費税増税

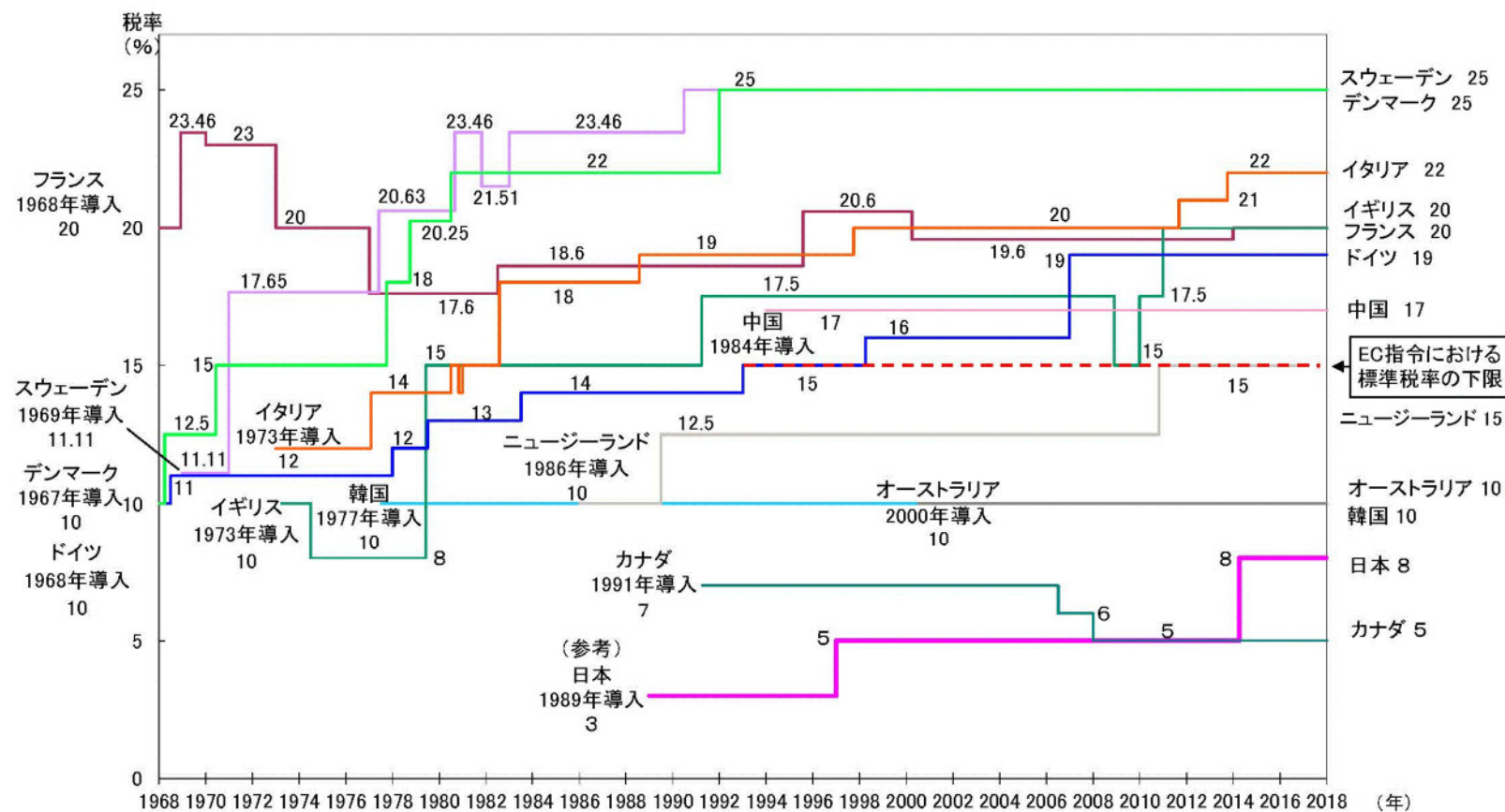
出所: 内閣府

## 何故消費税か？

- ▶ 「消費税は、**高い財源調達力**を有し、**税収が**経済の動向や人口構成の変化に左右されにくく**安定**していることに加え、**勤労世代など特定の者へ負担が集中せず、経済活動に与える歪み**が小さいという特徴を持っている」社会保険・税一体改革大綱(2012年2月17日閣議決定)

消費税の性格	経済的帰結
仕入れ税額控除	税負担が生産過程に堆積しない ⇒経済活動を(直接的に)損なわない
仕向地主義課税	輸入品課税・輸出品ゼロ税率 ⇒税負担と国際競争力の遮断 ⇒国内の財政需要の充足と国際競争力の確保の分離

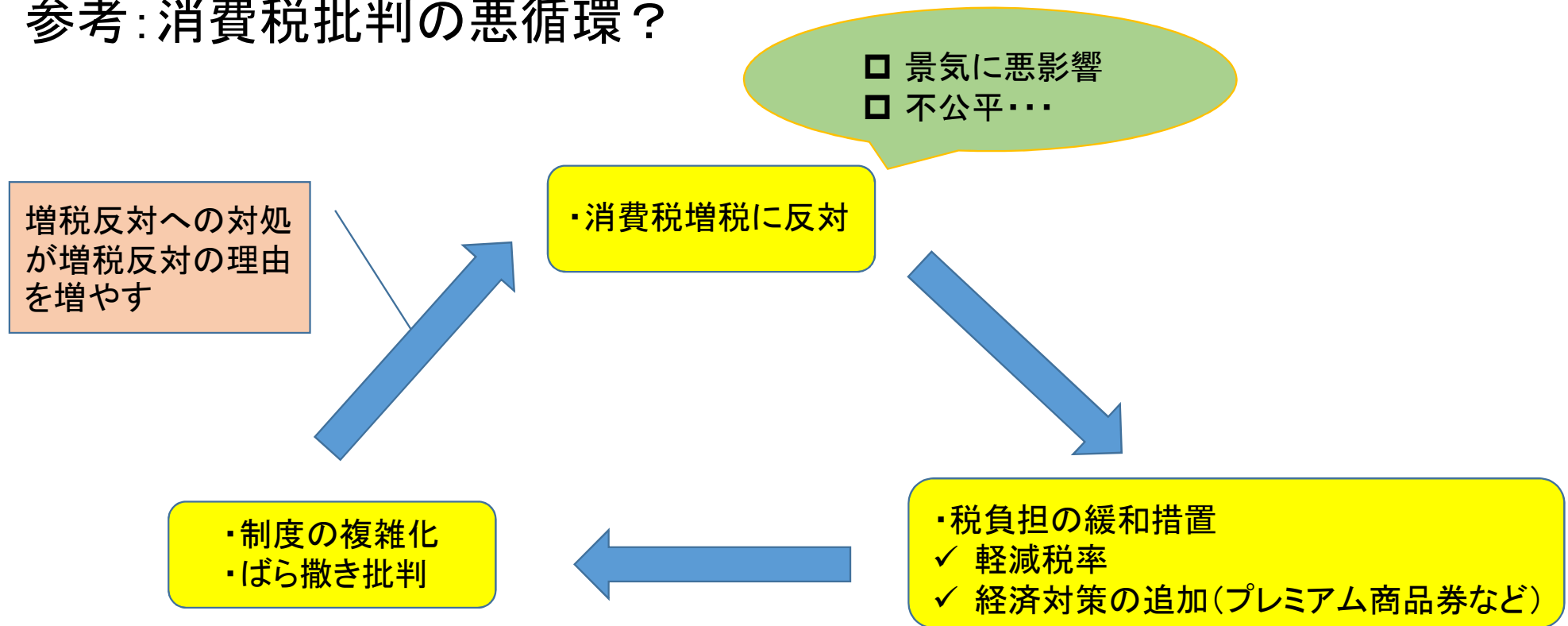
# 付加価値税率(標準税率)の国際比較



参考: EUにおいては、1992年のEC指令の改正により、1993年以降付加価値税の標準税率を15%以上とすることが決められている

出所: 財務省HP

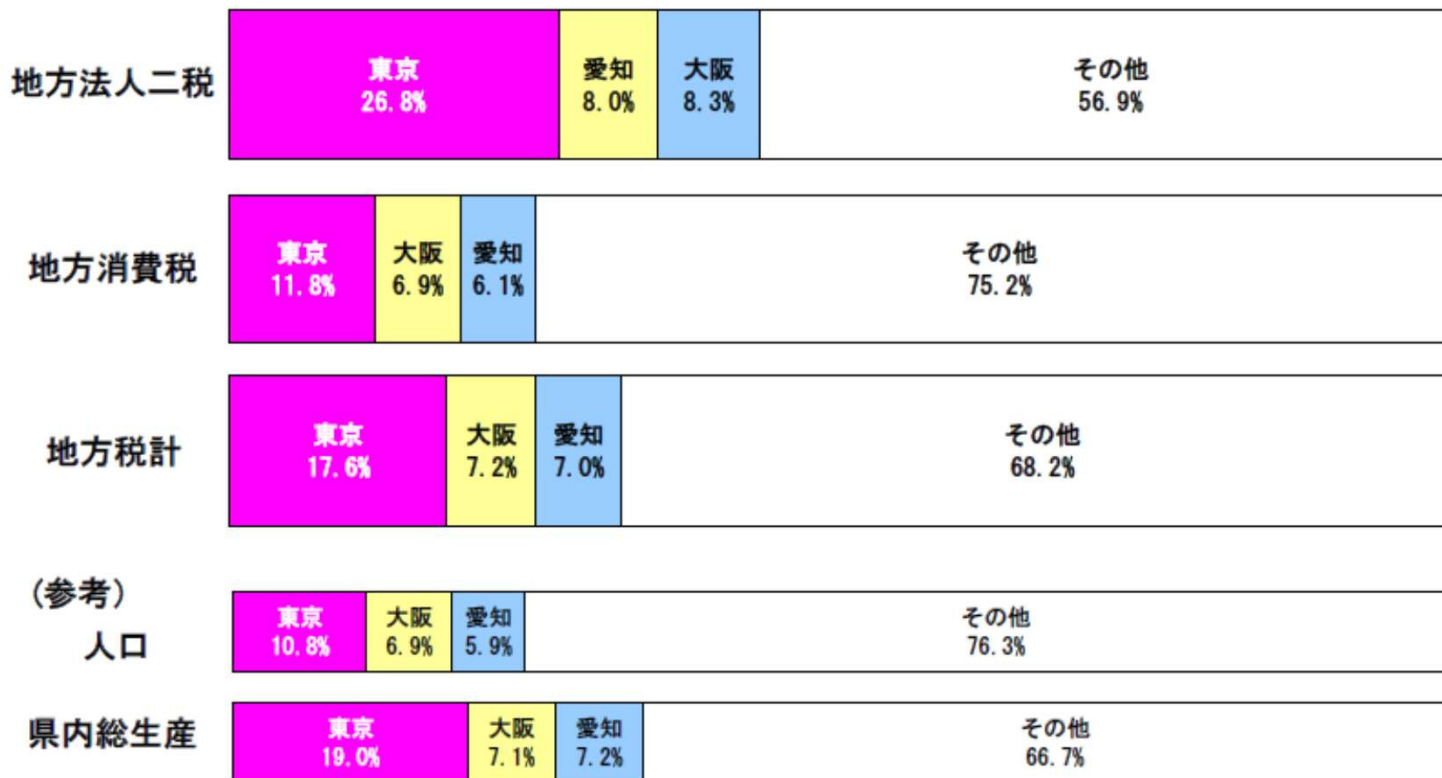
## 参考：消費税批判の悪循環？



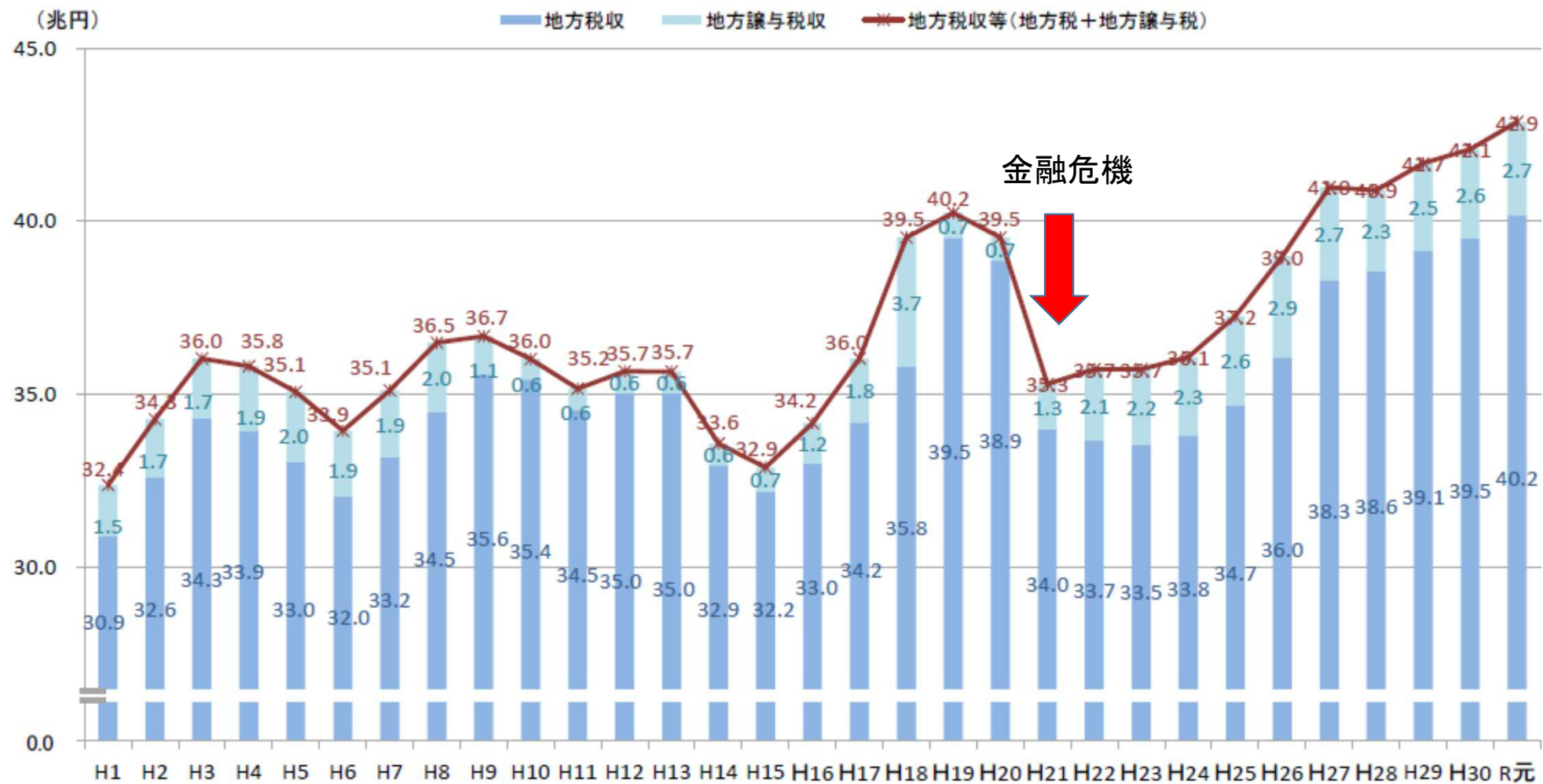
# 地方税の課題

# 法人二税の偏在

地方税収に占める3都府県の割合(平成30年度決算額)



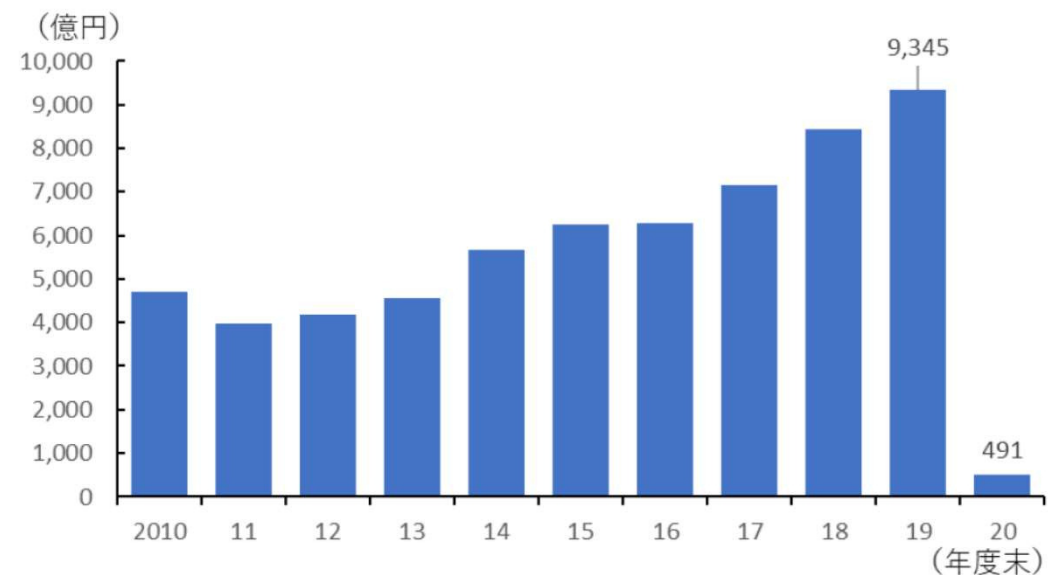
# 地方税収等の推移



# 東京都の財政危機

- 東京都は自粛に協力した事業者の協力金(50万円、2事業所以上で休業等に取り組む事業者は100万円)を支給するなど独自の経済対策を実施
    - コロナ対策に1兆円超を投入
      - 財源は財政調整基金⇒残高が大幅に減少
    - 経済の低迷で法人二税等の税収も減少の見込み
    - ✓ 法人二税への依存⇒不安定な税収構造
    - 東京オリンピック・パラリンピックの1年延期に伴う追加負担
- ⇒財政状況の悪化

(図表2) 東京都の財政調整基金残高の推移



日本総研「新型コロナ対策で見た地方税の偏在」  
(2020年6月16日)



## 住民税の現年課税化

### ○個人所得課税に関する論点整理(抄) 政府税制調査会 H17.6

個人住民税は、納税の事務負担に配慮して、前年の所得を基礎として課税するいわゆる前年所得課税の仕組みを採っているが、本来、所得課税においては、所得発生時点と税負担時点をできるだけ近づけることが望ましい。近年の、IT化の進展、雇用形態の多様化等、社会経済情勢の変化を踏まえ、納税者等の事務負担に留意しつつ、現年課税の可能性について検討すべきである。

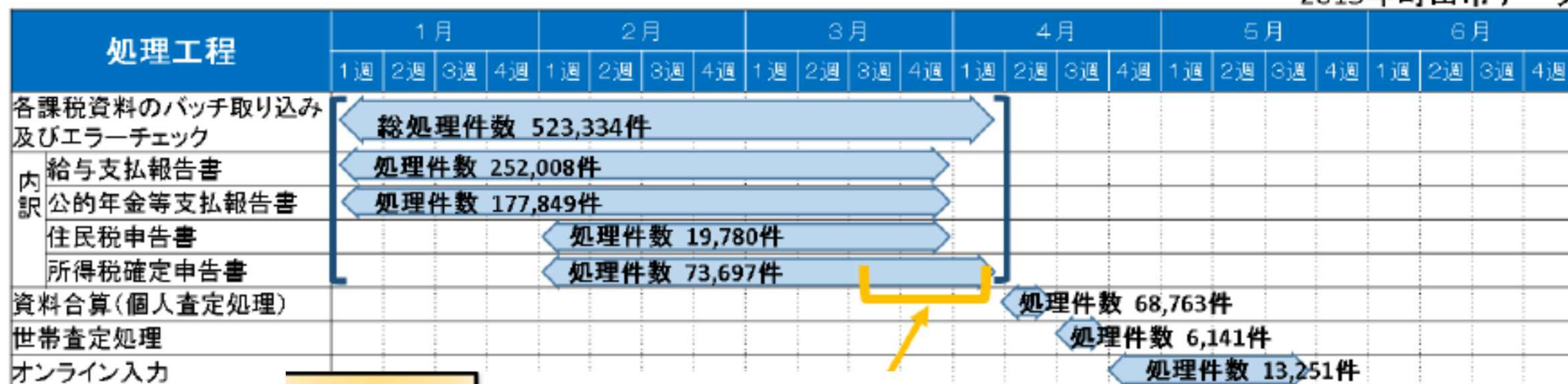
### ○平成22年度税制改正大綱 税制調査会 H21.12

個人住民税の所得割は前年所得を基準に課税しているため、収入が前年より大きく減少した人にとっては金銭的負担感が過重になります。納税者、特別徴収義務者、地方自治体の事務負担を踏まえつつ、現年課税化についても検討を行います。

## 6-2-2 市民税業務における制度や制度運用の改善について

### 地方税課税のタイトなスケジュール

2015年町田市データ



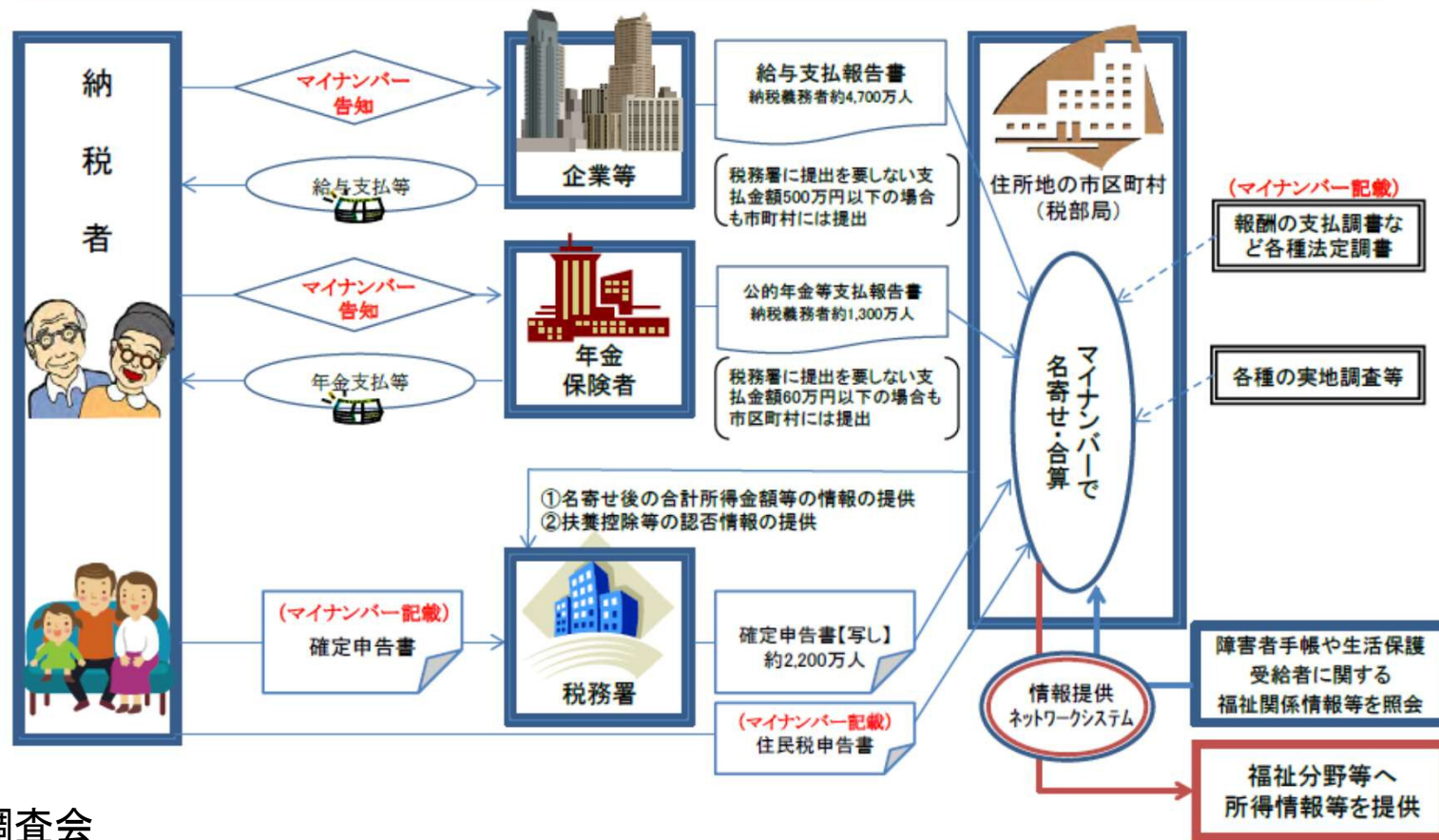
#### 問題点⑤

所得税確定申告書の約60%(約49,000件)が3月3週から4月1週に地方自治体へ送信されるため、法律で定められた納期限までに課税通知を発送するには、短時間で大量の業務を行う必要がある。

出所:東京都町田市

## マイナンバー制度で個人住民税に係る税情報を活用するイメージ

- 地方税分野では、確定申告書や住民税申告書の情報、給与支払報告書等の資料情報や、市区町村の有する住民情報等を、マイナンバーをキーとして名寄せ・突合でき、納税者の所得情報をよりの確かつ効率的に把握することが可能となる。
- さらに、当該所得情報等について、情報提供ネットワークシステムを通じて福祉分野等へ提供することが可能となる。





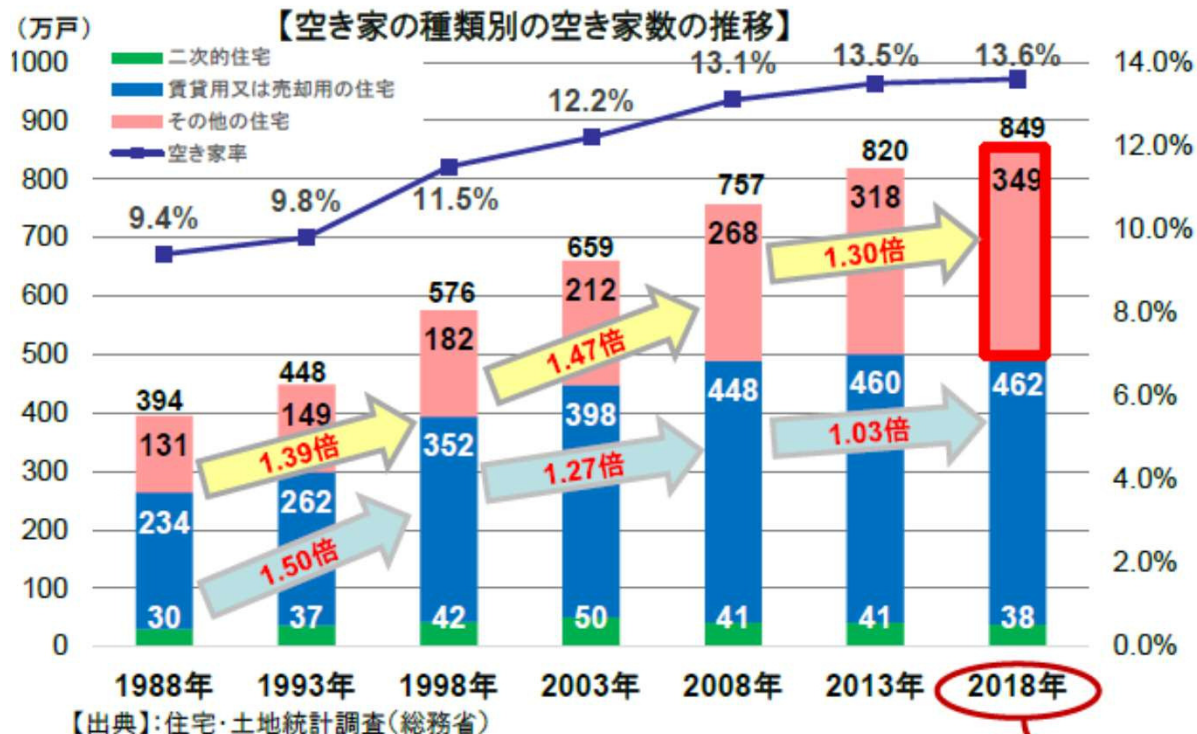
## 固定資産税の概要

区 分	評 価 方 法 等
1. 土 地	<p>宅地・農地等地目別に売買実例価額等を基礎として、評価額を算定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・宅地については、地価公示価格等の7割を目途に評価（平成6年度評価替から導入）</li></ul>
2. 家 屋	<p>再建築価格及び経年減点補正率等に応じて、評価額を算定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・再建築価格 = 評価対象家屋と同一の家屋を、評価時点においてその場所に新築する場合に必要とされる建築費</li><li>・経年減点補正率 = 家屋の建築後の年数の経過に応じて生じる減価を基礎として定めた率</li></ul>
3. 償却資産	<p>取得価額及び取得後の経過年数等に応じて、評価額を算定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・評価額 = 取得価額 - 取得後の経過年数等に応じた減価分</li><li>・評価額の最低限度 = 取得価額 × 5%</li></ul>

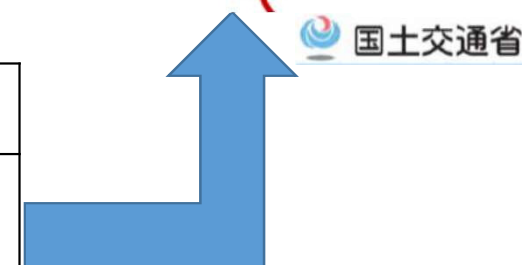
## 小規模住宅への優遇措置

「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号)の規定に基づき、市町村長が特定空家等(注1)の所有者等に対して周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告した場合は、当該特定空家等に係る敷地について**固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外**することとする。

✓注1:周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切な状態にある空家等



区分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200m <sup>2</sup> まで	評価額×1/6	評価額×1/3
一般住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200m <sup>2</sup> を超え、家屋の床面積の10倍まで	評価額×1/3	評価額×2/3



## 経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する論点整理 (固定資産税関係部分抜粋)

〔平成27年11月  
政府税制調査会〕

### Ⅲ. 資産課税の改革にあたっての基本的な考え方

#### 4. 固定資産税の見直しにあたっての考え方

固定資産税は、どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体とし、その保有と市町村の行政サービスとの間の受益関係に着目して、毎年経常的に課税される財産税であり、税源の偏在性が小さく税収が安定的な市町村の基幹税である。

土地に係る固定資産税については、バブル期の地価の上昇等を背景として、公的土地評価の均衡化・適正化を図るため、平成6年度の評価替えにおいて、地価公示価格の7割を目途として宅地の評価を実施するとともに、各宅地の評価額の上昇割合にばらつきが生じたことから、税負担が急増しないよう、なだらかな負担調整措置や住宅用地の課税標準の特例措置の拡充等が講じられた。その後、地価が大きく下落する中で、平成9年度税制改正において、負担水準の均衡化をより重視した負担調整措置が導入され、平成18年度税制改正では、負担水準が低い宅地について均衡化を促進する負担調整措置の見直しが行われた。また、平成24年度税制改正において、住宅用地の課税標準額を前年度課税標準額に据え置く措置が段階的に廃止された。

このように、負担水準の均衡化・適正化を図ってきた結果、負担水準の均衡化は相当程度進展したが、一部ばらつきが残っており、課税の公平の観点からさらに促進することが必要である。今後、人口減少、高齢化が進展していく中、市町村が住民サービスを提供するために必要となる財源として、個人住民税だけではなく、固定資産税について、その負担の公平を図りつつ安定的に確保していくことが重要であり、さらに幅広く検討していく必要がある。